

高松市・国分寺町合併協議会

## 第 5 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 6 月 1 1 日（金）

午後 2 時

場 所：国分寺町女性会館 2 階 第 1 会議室

## 目 次

### ( 報 告 事 項 )

報告第 8 号	建設計画の構成について -----	1
---------	-------------------	---

### ( 議 案 事 項 )

議案第 14 号	平成 15 年度高松市・国分寺町合併協議会決算 について -----	6
----------	---------------------------------------	---

議案第 15 号	平成 16 年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算 について -----	10
----------	---	----

### ( 協 議 事 項 )

協議第 2 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について （第 4 回会議提案：継続協議） -----	14
---------	--	----

協議第 3 号	新市の名称（協定項目第 3 号）について （第 4 回会議提案：継続協議） -----	17
---------	--	----

協議第 4 号	新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について （第 4 回会議提案：継続協議） -----	18
---------	--	----

協議第 5 号	財産の取扱い（協定項目第 5 号）について -----	19
---------	-----------------------------	----

協議第 6 号	町名・字名の取扱い（協定項目第 11 号）について -----	22
---------	---------------------------------	----

協議第 7 号	慣行の取扱い（協定項目第 12 号）について -----	26
---------	------------------------------	----

協議第 8 号	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号） について -----	30
---------	---	----

### ( そ の 他 )

	合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について -----	33
--	-------------------------------	----

	高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について -----	33
--	--------------------------------	----

報告第 8 号

建設計画の構成について

建設計画の構成について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 1 1 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

## 建設計画の構成

### 序論

- 1 合併の考え方
- 2 計画作成の方針【議案第13号 平成16年5月6日原案承認】

#### (1) 計画の趣旨

高松市と国分寺町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

#### (2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

#### (3) 計画の期間

施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定める。

#### (4) 計画の区域

原則として国分寺町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

### 高松市と国分寺町の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯数
  - (1) 人口と世帯数の推移（国勢調査）
  - (2) 年齢階層別人口の推移（国勢調査）
  - (3) 産業別就業者人口の推移（国勢調査）

### 3 交流人口

通勤通学（国勢調査）

### 4 広域行政

広域行政の取り組み

## 基本方針

### 1 新しいまちづくり

- (1) 市の将来像
- (2) 国分寺町地域の役割

### 2 基本目標

建設計画に盛り込む主要事業等を検討していく中で、施策体系を整理し、基本目標を定める。

#### 【例示】

都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化

### 3 施策体系

基本目標に基づき、施策体系を定める。

## 施策

施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理（県事業を含む）

- 1 事業名
  - 2 事業内容
  - 3 概算事業費（10か年間）
- 「主要事業等の調査」に基づき検討する。

## 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備の検討は、行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。

財政計画
------

建設計画の期間の財政計画を作成する。

**財政計画作成上の留意事項【議案第13号 平成16年5月6日原案承認】**

財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとする。

**【参考 / 両市町の総合計画の概要】**

	高松市	国分寺町
名 称	新・高松市総合計画	第3次国分寺町長期総合振興計画
キャッチフレーズ	笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松	イキイキ キラキラ ホノボノ わがまち
計画期間	平成12年度～平成23年度	平成13年度～平成22年度
まちづくりの目標	環境共生型まちづくりへの転換 少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり 心豊かな生活のための場と人づくり 豊かで活力あふれる産業の振興 広域・交流拠点性の強化 地域みずからのまちづくり	福祉のまちづくり 教育・文化のまちづくり うるおいのまちづくり 活力のまちづくり 協働のまちづくり

### 建設計画の構成に係る先進地域等の事例

福山市・新市町合併建設計画	新潟市・黒埼町合併建設計画	新市建設計画 新居浜市・別子山村	新市まちづくり計画 高知市・鏡村・土佐山村	合併協議会運営の手引きより
<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 合併の効果等</p> <p>(3) 計画策定の方針</p> <p>2 両市町の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯等</p> <p>3 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新しいまちづくりと新市町地域の位置付け</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 新市町地域の地域別の整備方針 自然共生ゾーン(北部地区) 地域中核拠点ゾーン(南部地区)</p> <p>4 まちづくり計画</p> <p>(1) いきいきした健康福祉のまちづくり</p> <p>(2) 快適な生活環境づくり</p> <p>(3) 未来を担う豊かな人づくり</p> <p>(4) 豊かな暮らしを支える産業の振興と都市基盤施設の整備</p> <p>5 財政計画</p> <p>6 事業費総括表</p>	<p>1 新潟市・黒埼町合併建設計画の概要</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>(2) 構成</p> <p>(3) 期間</p> <p>2 合併の必要性と効果</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 合併の効果</p> <p>3 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) 新しいまちづくり</p> <p>(2) 黒埼町地域の役割</p> <p>(3) 黒埼町地域各地区の特性と土地利用の方針</p> <p>4 まちづくり計画</p> <p>(1) 福祉</p> <p>(2) 環境・安全</p> <p>(3) 教育・文化</p> <p>(4) 産業</p> <p>(5) 都市基盤</p> <p>5 概算事業費</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(2) 計画策定の方針</p> <p>2 新居浜市・別子山村の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯</p> <p>(3) 産業の推移と動向</p> <p>3 建設の基本方針</p> <p>(1) 建設の目標</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 別子山村地域の役割と整備方針</p> <p>(4) 新居浜市地域の役割と整備方針</p> <p>(5) 土地利用構想</p> <p>4 新市の施策</p> <p>(1) 自然環境の保全と活用</p> <p>(2) 都市基盤の整備</p> <p>(3) 生活環境の整備</p> <p>(4) 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(5) 教育・文化・スポーツの充実</p> <p>(6) 産業の振興</p> <p>(7) 定住促進事業</p> <p>5 施設の配置方針</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 合併の必要性</p> <p>(1) 社会背景</p> <p>(2) 3市村での合併の必要性</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>3 新市の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 面積</p> <p>(3) 人口・世帯数</p> <p>(4) 産業</p> <p>4 まちづくりの基本方針</p> <p>(1) まちづくりの方向</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>(3) 公共施設等の配置</p> <p>5 主要施策</p> <p>・ 主要施策の体系と対象事業</p> <p>新しい価値を創造発信するまち いきいきと輝き安心して暮らせるまち 環境と共生する安全で快適なまち 実現に向けてのしくみづくり</p> <p>6 財政計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 財政計画の概要</p>	<p>1 序論</p> <p>(1) 合併の必要性</p> <p>(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現</p> <p>(2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化</p> <p>(3) 地域の地方中心都市の形成</p> <p>(2) 計画策定の方針</p> <p>(1) 計画の趣旨</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>2 2市の概況</p> <p>(1) 位置と地勢</p> <p>(2) 人口と世帯</p> <p>3 建設の基本方針</p> <p>(1) 建設の目標</p> <p>(2) まちづくりの方向</p> <p>(3) 土地利用構想</p> <p>4 建設計画</p> <p>(1) 都市基盤の整備</p> <p>(2) 生活環境の整備</p> <p>(3) 教育・文化の振興</p> <p>(4) 保健・医療と福祉の充実</p> <p>(5) 産業の振興</p> <p>(6) コミュニティの推進</p> <p>(7) 行財政の効率化</p> <p>5 公共的施設の統合整備</p> <p>6 財政計画</p> <p>(1) 前期財政計画</p> <p>(2) 後期財政計画</p>

議案第 14 号

平成 15 年度高松市・国分寺町合併協議会決算について

高松市・国分寺町合併協議会財務規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年度高松市・国分寺町合併協議会決算について、監査委員の監査結果報告を付けて認定を求める。

平成 16 年 6 月 11 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

平成15年度高松市・国分寺町合併協議会歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	目	節	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	備考
1	負担金			3,750,000	0	3,750,000	3,750,000	3,750,000	0	
	1	負担金		3,750,000	0	3,750,000	3,750,000	3,750,000	0	
		1	負担金	3,750,000	0	3,750,000	3,750,000	3,750,000	0	
			1 市町負担金	3,750,000		3,750,000	3,750,000	3,750,000	0	
2	国庫支出金			0	0	0	0	0	0	
	1	国庫補助金		0	0	0	0	0	0	
		1	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	
			1 国庫支出金			0			0	
3	県支出金			3,750,000	0	3,750,000	2,187,000	2,187,000	0	
	1	県補助金		3,750,000	0	3,750,000	2,187,000	2,187,000	0	
		1	県補助金	3,750,000	0	3,750,000	2,187,000	2,187,000	0	
			1 県補助金	3,750,000		3,750,000	2,187,000	2,187,000	0	
4	繰越金			0	0	0	0	0	0	
	1	繰越金		0	0	0	0	0	0	
		1	繰越金	0	0	0	0	0	0	
			1 繰越金			0			0	
5	諸収入			1,000	0	1,000	3	3	0	
	1	諸収入		1,000	0	1,000	3	3	0	
		1	諸収入	1,000	0	1,000	3	3	0	
			1 預金利子	1,000		1,000	3	3	0	
			歳入合計	7,501,000	0	7,501,000	5,937,003	5,937,003	0	

歳出

(単位：円)

款	項	目	節	当初予算額	補正額	流用又は充当	予算現額	支出済額	不用額	備考
1	運営費			2,148,000	0	0	2,148,000	1,190,629	957,371	
	1	会議費		510,000	0	0	510,000	396,314	113,686	
		1	会議費	510,000	0	0	510,000	396,314	113,686	
			1 報酬	104,000			104,000	84,500	19,500	
			9 旅費	156,000			156,000	156,000	0	
			11 需用費	22,000			22,000	8,662	13,338	
			13 委託料	108,000			108,000	63,946	44,054	
			14 使用料及び賃借料	120,000			120,000	83,206	36,794	
	2	事務費		1,638,000	0	0	1,638,000	794,315	843,685	
		1	事務費	1,638,000	0	0	1,638,000	794,315	843,685	
			1 報酬	378,000			378,000	377,800	200	
			3 職員手当等	450,000			450,000	0	450,000	
			4 共済費	48,000			48,000	45,675	2,325	
			9 旅費	18,000			18,000	1,260	16,740	
			11 需用費	370,000			370,000	272,735	97,265	
			12 役務費	110,000			110,000	14,000	96,000	
			13 委託料	34,000			34,000	0	34,000	
			14 使用料及び賃借料	100,000			100,000	0	100,000	
			18 備品購入費	130,000			130,000	82,845	47,155	
2	事業費			5,343,000	0	0	5,343,000	3,183,491	2,159,509	
	1	事業推進費		5,343,000	0	0	5,343,000	3,183,491	2,159,509	
		1	事業推進費	5,343,000	0	0	5,343,000	3,183,491	2,159,509	
			8 報償費	52,000			52,000	0	52,000	
			11 需用費	6,000			6,000	0	6,000	
			12 役務費	767,000			767,000	758,850	8,150	
			13 委託料	3,088,000			3,088,000	1,223,394	1,864,606	
			19 負担金、補助及び交付金	1,430,000			1,430,000	1,201,247	228,753	
3	予備費			10,000	0	0	10,000	0	10,000	
	1	予備費		10,000	0	0	10,000	0	10,000	
		1	予備費	10,000			10,000		10,000	
			歳出合計	7,501,000	0	0	7,501,000	4,374,120	3,126,880	

歳入(5,937,003円)から歳出(4,374,120円)を差し引いた額(1,562,883円)については、繰り越して、平成16年度事業費に充当する。

( 参考 )

平成 1 5 年度高松市・国分寺町合併協議会 事業の実施状況

1 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供

(1) 合併協議会だより

平成 1 6 年 3 月に創刊号を発行した。(平成 1 5 年度は 1 回発行)

(2) ホームページ

平成 1 6 年 2 月 2 6 日にホームページを開設するとともに、随時更新を行い、合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供した。

2 合併協定項目の協議

合併協定項目及び合併協定項目の協議方針を定め、合併の方式について協議を行った。

3 行政制度・事務事業現況調査の実施

行政制度・事務事業の調整に向けて作業を進めた。

4 建設計画の検討

建設計画の作成に向けて作業を進めた。

5 協議会、幹事会、部会の開催

協議会

第 1 回会議 平成 1 6 年 2 月 3 日 国分寺町女性会館

第 2 回会議 平成 1 6 年 3 月 1 日 高松市役所

幹事会

第 1 回幹事会 平成 1 6 年 2 月 1 7 日 高松市役所

6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究

随時、先進地の事例に関し、情報収集に努めた。

7 その他必要な合併に関する調査研究

合併特例法の改正の動向など、国、県等の合併に関する情報収集に努めた。

## 監 査 結 果 報 告

高松市・国分寺町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、平成15年度高松市・国分寺町合併協議会決算について、平成16年6月7日に決算書、関係帳簿、証書類等を監査したところ、予算は適正に処理されていることを確認しました。

高松市・国分寺町合併協議会

監査委員

北原和夫 

監査委員

藤本 鈴 

議案第 1 5 号

平成 1 6 年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算について

平成 1 6 年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 6 月 1 1 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

( 別紙 )

平成 1 6 年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算

平成 1 6 年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算は、次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算 )

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 , 5 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 , 0 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

( 歳出予算の流用 )

第 2 条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成 1 6 年 6 月 1 1 日

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,561	1,562
	1 繰越金	1	1,561	1,562
歳入合計		33,502	1,561	35,063

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		24,909	1,561	26,470
	1 事業推進費	24,909	1,561	26,470
歳出合計		33,502	1,561	35,063

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

( 款 ) 4 繰越金 ( 項 ) 1 繰越金 ( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	1,561	1,562	1 繰越金	1,561	繰越金
計	1	1,561	1,562			

歳 出

( 款 ) 2 事業費 ( 項 ) 1 事業推進費 ( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業推進費	24,909	1,561	26,470	13 委託料	1,561	協議会だより作成等委託料
計	24,909	1,561	26,470			

協議第 2 号（第 4 回会議提案：継続協議）

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成 1 6 年 5 月 6 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日について
		<p>（前回提案分）</p> <p>合併の期日は、現時点において、平成 1 7 年 3 月 3 1 日を目標とする。</p> <p>（今回修正案）</p> <p>合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの早い日を目標とする。</p> <p>ただし、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。</p>

平成 年 月 日 確認

( 資料 1 )

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成17年3月31日までに合併するか、平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の期限である平成18年3月31日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び国分寺町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

( 資料 2 )

## 合併の期日の事例

### 1 平成11年度以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成11年 4月 1日(木)	篠山市	4町	新設	平成 9年 4月 1日
平成13年 1月 1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成11年12月21日
平成13年 1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2町	編入	平成11年 8月23日
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年 4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年 7月16日
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年 2月 8日
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年 1月21日
平成15年 3月 1日(土)	廿日市市	1市1町1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	静岡市	2市	新設	平成10年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	新居浜市	1市1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年 4月 4日

### 2 今後、合併が予定されている事例

合併期日(予定)	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成16年11月 1日(月)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	2市2町	新設	平成14年10月 1日
平成16年11月 1日(月)	鹿児島地区合併協議会	1市5町	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 1日(土)	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	1市2村	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 4日(火)	長崎地域合併協議会	1市6町	編入	平成14年10月 1日
平成17年 3月22日(火)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	1市2町	新設	平成15年 4月 1日
平成17年 7月 1日(金)	天竜川・浜名湖地域合併協議会	3市8町1村	編入	平成15年 9月29日
平成17年10月 1日(土)	加賀市・山中町合併協議会	1市1町	新設	平成15年10月21日
平成17年10月11日(火)	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	1市2町	新設	平成16年 4月 1日

協議第3号（第4回会議提案：継続協議）

新市の名称（協定項目第3号）について

新市の名称（協定項目第3号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成16年5月6日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第3号	新市の名称について
新市の名称は、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 号（第 4 回会議提案：継続協議）

新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 5 月 6 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	新市の事務所の位置について
新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目 8 番 1 5 号とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 号

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 6 月 11 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
<p>国分寺町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>端岡財産区の財産については、当該財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

### 平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

#### 新潟市

黒埼町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

#### 大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意味を尊重する。

#### つくば市

荃崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

#### 廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

#### 新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

#### 新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来の慣行によるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 財産の取扱い（協定項目第5号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、財産の取扱いについて確認した市 15市

#### 秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。  
河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。  
また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

#### 岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

#### 堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

#### 鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 6 号

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 6 月 1 1 日 提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 1 号	町名・字名の取扱いについて
国分寺町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「国分寺町新居」、「国分寺町国分」、「国分寺町福家」、「国分寺町新名」、「国分寺町柏原」とする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

現 況	
高 松 市	国 分 寺 町
1 町 数 2 0 3 2 大字数 0 3 高松市の住所表示は、次の2種類ある。 (1) 土地の地番を使用し、「番地」と表示する町名 高松市屋島西町1234番地12 など (2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「番号」により表示する町名 高松市番町一丁目2番3号 など	1 町 数 1 (国分寺) 2 大字数 5 (新居、国分、福家、新名、柏原) 3 国分寺町の住所表示は、次のとおりである。 国分寺町新居1234番地12 など (大字) 4 参考(合併後) 高松市国分寺町新居1234番地12 (町名)
先進地域の事例(参考10市)	
新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。	
潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。	
大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。	
新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。	

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、町名・字名の取扱いについて確認した市 11市

#### 岐阜市

岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。

#### 倉敷市

1 倉敷市の町名の名称は、現行どおりとする。

2 船穂町及び真備町の区域については、「浅口郡」、「吉備郡」を「倉敷市」に置き換え、現行の大字名から「大字」を表示しないこととする。

#### 高知市

鏡村及び土佐山村の区域の新市における町名は、現在の町名の前に、それぞれ鏡、土佐山を付けた町名とする。

ただし、土佐山村土佐山については、「高知市土佐山」とする。

#### 鹿児島市

1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。

2 5町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称について次の例により、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

大字を町名とする。

大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。

新たな町名とする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

## 参 考

### 地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

### 手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案

高松市議会の議決

知事への届出

知事の告示

効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

協議第 7 号

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 6 月 1 1 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 2 号	慣行の取扱いについて
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章に統一するものとする。ただし、国分寺町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、国分寺地区のまちづくりの共同目標として継承していく。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、国分寺町の町木及び町花については、国分寺地区の推奨の木及び花とする。

平成 年 月 日 確認

(資料)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

現		況	
高松市		国分寺町	
1 市章	 <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p>	1 町章	 <p>円形は周囲を山で囲まれた円満な平和境を表し、四つの切れ目は鉄道・道路の出入口となり、この地に文化の流入する昔からの発展の相を意味しています。 (昭和30年4月1日制定)</p>
2 都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和32年11月18日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和37年2月20日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和54年9月19日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和59年12月24日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成9年12月18日宣言)	2 都市宣言	非核国分寺町宣言 (昭和59年9月25日宣言) シートベルト着用宣言 (昭和59年12月22日宣言) 健康の町宣言 (平成元年5月7日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成5年2月24日宣言)
3 市民憲章	高松市民のねがい 緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることはわたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます	3 町民憲章	国分寺町町民憲章 私たちは、輝かしい伝統と香り高い歴史にはぐくまれた、郷土国分寺町を限りなく愛し、町民としての誇りを持ち、共に協力して生きがいのある町づくりに努めます
	1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり		1.自然を愛し、伝統を守り育てる文化の町 1.心身を鍛え、明るさみなぎる健全な町 1.共に学び合い、教養を高める教育の町 1.勤労を尊び、活力あふれる豊かな町 1.人権を尊重し、希望に燃える平和な町

4 市の木 黒松 (昭和 58 年 1 月 1 日制定)

4 町の木 松 (昭和 60 年 3 月 23 日制定)

5 市の花 つつじ(さつきを含む) (昭和 58 年 1 月 1 日制定)

5 町の花 さつき (昭和 60 年 3 月 23 日制定)

先進地域の事例 (参考 10 市)

平成 11 年 4 月 1 日以降に編入合併した 10 市のうち、

何らかの特例措置を設けている市 6 市 / 特例を設けていない市 2 市 / 合併協定書に記載のない市 2 市

新潟市

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別々に実施する。
- 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。

新居浜市

- 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。
- 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市 (いずれも合併後の市名)

## 慣行の取扱い（協定項目第12号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、慣行の取扱いについて確認した市 15市

#### 秋田市

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

#### 堺市

市(町)章 堺市の市章に統一する。

都市宣言等 堺市の都市宣言等に統一する。

なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

市(町)の歌 堺市の歌に統一する。

市(町)民憲章 堺市の市民憲章に統一する。また、美原町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区民憲章の制定の必要性について検討する。

市(町)の木、花木、花、鳥

堺市の木、花木、花、鳥に統一する。また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

なお、政令指定都市移行による行政区の設置時に、区の花等の制定の必要性について検討する。

#### 倉敷市

1 新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

2 新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

#### 高知市

1 新市における紋章及び市民の木・花，市の鳥並びに市歌は，高知市のものを用いるものとする。

2 新市における憲章及び宣言等は，高知市のものを用いるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 8 号

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 6 月 11 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱いについて
国分寺町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

現			況		
高松市			国分寺町		
区分	任期	給料月額	区分	任期	給料月額
市長	平成19年5月1日	1,133,000円	町長	平成19年4月30日	830,000円
助役	平成19年9月27日	915,000円	助役	平成19年5月24日	604,000円
	平成16年9月25日		収入役	平成19年5月24日	578,000円
収入役	平成19年9月27日	791,000円	教育長	平成16年9月30日	541,000円
教育長	平成20年3月31日	745,000円			

先進地域の事例(参考10市)

新潟市  
黒埼町の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

潮来市  
牛堀町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、特別職の職員の身分の取扱いについて確認した市 9市

#### 堺市

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。  
美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。

#### 松山市

- 1 北条市及び中島町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。
- 2 各種審議会委員等の特別職の報酬額については、松山市に統一する。

#### 高知市

鏡村及び土佐山村の常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定めるものとする。

#### 長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の常勤の特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、1市6町の長が別に協議して定める。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

5 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

ア 第6回会議

(ア) 日時 平成16年7月13日(火)午後1時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室